



キャスト・ミャンマー・ニュース  
**CAST MYANMAR NEWS**

2014年6月8日号  
[2014] 005

## ミャンマー税法について (第10回セミナーでのご質問から)



弁護士法人キャスト  
弁護士 外山香織  
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社  
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

今回は、6月2日にヤンゴンで開催しました第10回セミナー（税法改正とMIC Permit申請  
手続の実務）で参加者の方々からお寄せ頂きました税法改正に関するご質問について、内国  
歳入局（Internal Revenue Department 以下「IRD」といいます。）担当者及びミャンマ  
ー公認会計士への照会結果等に基づく情報をご報告致します。

**Q1** 2014年3月末に連邦税法及び商業税法改正法が施行され、同年4月から始まる新たな会計  
年度から改正法が適用されるということですが、工事請負契約や業務委託契約を2014年3月  
末までに締結し、実際に工事やサービスに着手するのが同年4月以降となる場合、商業税に  
ついては旧法と改正法のどちらが適用されるのでしょうか。

**A** 基本的に請負契約の場合は「工事が終了して目的物の引渡し完了した時点」、業務委  
託契約の場合には「約定した役務提供が完了した時点」が基準となりますので、改正法が適  
用されることとなります。仮に2014年3月の契約締結時に代金の一部につき授受が行われる  
というケースであっても、受領した金銭は入金時には会計帳簿上「前受金（Advanced  
Received）」として扱われ、目的物の引渡し又は役務提供が完了した時点で収入（Income）  
として計上するという処理が行われるため、代金全額について現実の引渡し等が行われる  
2014年4月以降有効な改正法が適用されることとなります。

なお、今回の連邦税法及び商業税法改正法により、ミャンマー国内でのサービス業に基づ

く収入は一定の非課税項目を除き5%課税が原則となりました（連邦税法第11条(f)）。IRD に対する聴き取り調査によれば、具体的にどのようなサービスが連邦税法第11条(f)記載の非課税項目に該当するかを記載した一覧表がIRD内部では準備されているようです。そのため、連邦税法第11条(f)の記載内容からみて非課税項目に該当する可能性がある場合、一度具体的な業務内容をIRDに説明し該当性について照会してみることをお勧めします。

**Q2** 会社が駐在員のために用意・提供しているマンションの家賃、運転手の費用等は、駐在員の個人所得税を算出する際に課税所得に加算されるのでしょうか。

**A** IRD所定の所得税申告書には、「給与所得」に関する説明として「雇用主が納税者に無料で提供する家の家賃、雇用主が納税者のため前払いした金額、追加価値、追加金額及び利得金も含まれる。」とあります。この記述によれば、会社から用意される社宅の家賃については、「雇用主が納税者に無料で提供する家の家賃」として課税所得の対象となります。運転手の費用については、その利用態様に照らしてもっぱら駐在員個人のためと評価されるもの（たとえば、駐在員の家族が利用するための自動車の運転手等）であれば課税所得への加算対象となりますが、駐在員専属ではなく会社の業務上広く利用されているということであれば「納税者（駐在員）のため」ではなく「会社の業務上の必要性」のためとも評価しうるため、あくまで利用態様とIRDに対する説明の仕方によると思われる。

**Q3** 配偶者控除及び扶養控除を受けるためには、家族が同居している必要がありますか。

**A** IRDに照会したところ、配偶者及び扶養家族の存在を証明することができれば足り、同居は要件とされていないとのことです。

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

**キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社**  
No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar  
TEL +95-1-392789～90 担当：シュエ、ノー  
E-mail : [info@cast-consulting.com.mm](mailto:info@cast-consulting.com.mm)

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

【キャストグループ】 法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>  
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 深セン 香港 ホーチミン